

新潟青陵大学短期大学部における公的研究費の使用に関する行動規範

平成 28 年 3 月 10 日 学長裁定

この行動規範は、新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部教職員倫理規程（平成 20 年 1 月 1 日施行）及び新潟青陵大学短期大学部における研究者の行動規範（平成 27 年 4 月 1 日施行）を踏まえ、公的研究費に関わる全ての構成員が遵守すべき事項を明らかにするものである。

1. 公的研究費の使用にあたって、法令や関係規則及び学内の諸規程を遵守する。
2. 公的研究費は国民の税金を原資とするものであることを認識し、社会の信頼に応えるため、資金配分機関及び本学が定めるルールを逸脱した不正使用を行わない。
3. 公的研究費の不正使用に加担しない。また、不正使用の事実を知ったときは黙認せず、本学が設置する告発・相談窓口に通報する。
4. 公的研究費の不正使用を防止するために、実効性のある管理・監査体制を整備する。
5. 細心の注意をもって公的研究費の適正な執行管理に努める。
6. 不正使用の発生要因の除去に努め、別に定める公的研究費不正防止計画に基づき行動する。